

沖縄県建設業「Safe-Work」運動実施要綱

1 趣 旨

今、建設業の労働災害が多発し深刻な状況にある。

平成 29 年の死傷者は 212 人で、平成 7 年以降で最も多く、平成 28 年（152 人）と比べて約 4 割増加している。また、平成 28 年の死亡者は 2 人であったものの、平成 29 年は 7 人と増加している。さらに平成 30 年においては、死傷者は前年比の約 1.5 倍増加し、死亡者は 2 人となっている。

沖縄経済が着実に成長してきており、建設投資も増加する一方で、就業人口が減少する等の課題を抱える中、安全管理体制もそれに見合った万全なものとする必要があり、建設業界の取組をさらに加速させ、労働行政、建設行政が共にこれを指導援助して行く必要がある。

建設業は地域経済と雇用の礎であり、基幹インフラの整備など社会的役割を担う建設業の健全な発展のため、厚生労働省沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部、建設業労働災害防止協会沖縄県支部は、関係者の協賛・賛同のもと、新たに「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」を主唱し、建設業の安全を追求する。

2 共同主唱者

厚生労働省沖縄労働局、内閣府沖縄総合事務局、沖縄県土木建築部
建設業労働災害防止協会沖縄県支部

3 協賛者

一般社団法人沖縄県建設業協会、一般社団法人沖縄県中小建設業協会
沖縄県建設事業協同組合、沖縄県鳶土工業会
全建総連沖縄県建設ユニオン、沖縄基礎工業協同組合
一般社団法人日本クレーン協会沖縄県支部、一般社団法人沖縄県電気管工事業協会
一般社団法人日本塗装工業会沖縄県支部、沖縄県左官業組合連合会
一般社団法人沖縄県造園建設業協会、沖縄県管工事業協同組合連合会
沖縄県電気工事業工業組合、沖縄県解体工事業協会
公益社団法人建設荷役車両安全技術協会沖縄県支部、沖縄県クレーン事業協同組合
西日本圧接業協同組合沖縄ブロック、協同組合沖縄県鉄構工業会
一般社団法人沖縄県磁気探査協会、一般社団法人沖縄県農林水産土木建設会
沖縄県生コンクリート工業組合、西日本高速道路株式会社九州支社沖縄高速道路事務所

4 期間

平成 30 年 5 月 22 日～令和 4 年度末

5 スローガン

『安全・健康に働くことができる 建設現場の実現』

6 実施事項

主唱者・協賛者・事業者は期間中、次の事項を実施する。協賛者、事業者は専門工事等の内容を踏まえ、個別の災害防止上の重点対策を決定する。平成 29 年の建設業労働災害の約 5 割を占める墜落・転落災害の防止は「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」の共通の重点対策とする。また、死亡災害に多く起因している建設機械災害対策を徹底する。

(1) 主唱者の実施事項

「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」の運営に関する重要事項の決定を行う。

「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」の周知・広報を行う。

主唱者合同で安全パトロールを行う。

安全大会、安全講習会を開催する。

安全作業のキャッチフレーズである「Safe-Work」のロゴを沖縄労働局ホームページで公開し、事業者の活用を促進する。

運動のための用品（Safe-Work ステッカー等）を作成・配付する。

安全活動の「見える化工夫例・好事例」を募集し、その作品を沖縄労働局ホームページ等へ公開するほか、あらゆる機会を通じ周知する。

協賛者、事業場が行う安全活動を指導援助する。

(2) 協賛者の実施事項

災害防止上の重点対策を決定し、公表する。

「沖縄県建設業 Safe-Work 運動」を会員へ周知する。

会員を対象に安全大会、安全講習会を開催する。

「Safe-Work」のロゴや、Safe-Work ステッカーの活用を会員へ周知する。

墜落・転落災害防止対策の徹底の周知のほか、ハーネス型安全帯の普及について会員へ周知する。

安全パトロールを行う。

会員が行う安全活動を指導援助する。

(3) 事業者の実施事項

代表者による災害防止上の重点対策の公表を行い、安全管理体制を強化する。

建築現場等への「Safe-Work」の掲示や、Safe-Work ステッカーを安全帽へ貼付する等により労働者の安全意識の啓発を図る。

元請事業者は統括管理を徹底する。

墜落・転落災害防止対策を徹底する。

ハーネス型安全帯への移行準備を図る。

「見える化」等の工夫した安全活動を行う。

新規入場者教育を行う。

安全大会、安全講習会を開催する。

7 運営協議会

(1) 主唱者で構成する運営協議会を設ける。

(2) 運営協議会の事務局は厚生労働省沖縄労働局労働基準部健康安全課に置く。

8 総括会議（ステップ2～5会議）

(1) 主唱者及び協賛者で総括会議を開催する。

(2) 総括会議は主唱者が実施する。

9 その他

この要綱に定めるもののほか、運動の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(附則)

本要綱は平成30年5月22日から施行する。

令和元年5月28日改定

沖縄県建設業 Safe-Work 運動



わが社は、ゼロ災を達成するため、Safe-Work 運動などの
取組を強化しています。

令和 年 月 日

会 社 名

代表者署名 _____